

箕面市介護予防事業「転倒予防教室」委託業務仕様書

(目的)

要支援・介護状態となる原因疾患の上位である「転倒による骨折」を予防するために、運動器の機能向上やバランス能力の向上、転倒を防ぐための環境改善の知識の普及等を通じ、高齢者の身体活動及び精神活動の活性化を図り、ひいては生活の質（QOL）を向上させることを目的とする。

(事業実施方法)

運動機能向上に関する専門家を配置し、参加者のニーズ及び身体状況に応じ、運動器の機能向上やバランス能力の向上のためのプログラムを提供する。

(対象者)

65歳以上の箕面市介護保険第1号被保険者の資格を有する市民のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 二次予防事業対象者のうち、当該事業への参加により、転倒予防の効果があると思われるかた。
- (2) 「転倒に対する不安が大きい」「最近転倒したことがある」など、転倒による骨折の危険性が高いと思われるかた、もしくは転倒への不安により閉じこもるおそれのあるかた。

(定員及び参加者数の連絡)

1クールあたり15名を限度とし、教室を開催するために必要な人数は、5名以上とする。ただし、その人数に満たない場合には、教室の開催を中止することができるものとする。この場合、教室開催の5日前までに連絡するものとする。

なお、1クールは、週1回を6週間実施する。

(実施場所)

平成25～26年度（2013～2014年度）は、変更することがある。

総合保健福祉センター分館 6月中旬開始 1クール

(事業運営方法)

- (1) 教室時間は1回あたり概ね1時間半程度とする。また、その他事業運営に係る事項（準備、事業終了後の記録、片づけ等）についても実施する。
- (2) 開催日程は別に定めるとおりとする。
- (3) 教室の運営については、別添「箕面市運動器の機能向上事業マニュアル」に記載しているとおりにする。
- (4) 受託事業者が事業の実施に必要な物品を準備する。
- (5) 参加者が次に該当する場合は、事業の参加を中止することとする。
 - ① 要介護者等に該当すると思われる場合
 - ② 心身の状況が著しく低下した場合

(プログラム内容)

下記の項目について受託事業者が提案した内容を取り入れる

- (1) 転倒予防に特化した事前・事後アセスメント
- (2) 転倒予防に特化した運動プログラムの実践（バランス能力向上のための運動等）

(スタッフの配置)

事業の運営にあたっては、1回の教室にプログラムの実践、評価等運動指導の実務経験のある健康運動指導士1名のほか、これと同等の能力を有する者でAEDを使用した救命講習受講を修了した指導員1名以上の合計2名以上配置することとする。

(事業実施内容)

- (1) オリエンテーション
- (2) 事前・事後アセスメントの実施
- (3) 個別プランの作成
- (4) 参加者の運動前後のバイタルチェック
- (5) 介護予防プログラムに基づく運動の実践
- (6) 介護予防・運動の効果及び実践方法に関する講話
- (7) 参加者に応じた自宅課題の作成と実践の確認

(参加者負担)

本事業にかかる参加者負担は無料とする。

(安全管理)

- (1) 教室の開催にあたっては、別添「箕面市運動器の機能向上事業マニュアル」に記載した安全衛生管理の項に従うこと。また、安全管理マニュアルを整備し、各回教室に設置すること。
- (2) 事故防止のため、十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対処できるよう、事故発生時対応マニュアルを作成すること。

(実施報告)

以下の実施報告を提出するものとする。

- (1) 各回1週間以内に教室報告
- (2) 教室終了後1月以内に、個別評価及び事業全体の質的量的評価
- (3) 運動機能の事前・事後アセスメントの情報を箕面市が指定した様式の電子ファイルで年度内に提出すること。

(事故等の責任)

受託事業者の責任によって生じた利用者及び施設等の損害（事故によるけが等）については、受託事業者が賠償すること。